

令和8年9月募集



都営シルバーピア（高齢者集合住宅） 地元割当入居者募集のしおり

募集戸数	7 戸
入居予定	令和9年3月以降から令和9年10月頃まで
募集種別	単身者向 7 戸 二人世帯向 0 戸

オンラインで申込が可能です。

立川市ホームページより立川市地元割当都営シルバーピア入居申込フォームにアクセスしてください。下記URL、または右の二次元コードからもアクセスが可能です。

<https://logoform.jp/f/4Pv1R>



●申込書配布期間

令和8年9月2日(水) ～ 令和8年9月11日(金)

●申込期間

令和8年9月2日(水) ～ 令和8年9月16日(水)

★注意事項：直接、窓口を持参しても受け付けできません。

◆ 立川市に引続き3年以上居住している方が申し込みができます。

◆ 抽せんにより入居予定者（資格審査対象者）を決定します。

問合せ先 市民部住宅課 住宅管理係 電話523-2111 内線2558

目 次

●申込みにあたっての注意等	3
●申込みから入居まで	4～5
●入居後のご注意	6
●入居資格に関する基準日一覧表	7
●入居資格基準表	7
●単身者向シルバーピア入居資格	8～9
●二人世帯向シルバーピア入居資格	10～11
●申込地区・募集住宅一覧	12
●募集住宅案内図	13
●所得金額の計算方法	14
●特別控除について	15
●給与所得の方	16～17
●事業等所得の方	18
●年金を受けている方	19
●申込書の書き方	20～21

住宅使用申込書で取得した個人情報は、募集業務以外には利用いたしません。
なお、資格審査の時の提出書類等により取得した個人情報は、
居住後の管理業務において利用させていただきますのでご了承下さい。
なお、提出書類は返却いたしません。

申込みにあたっての注意等

都営シルバーピア（高齢者集合住宅）とは

- ・ 65歳以上の方を対象として、室内に手すりや緊急通報装置等、高齢者に配慮した設備を設置し、生活相談・団らん室などの利便施設も併設した、エレベーター付の都営住宅です。
- ・ 入居者の安否の確認や緊急時の対応、入居に関する情報提供などのためにワーデン（生活協力員）、またはLSA（ライフサポートアドバイザー/生活援助員）が団地内に居住または通勤しています。
- ・ ワーデンまたはLSAは市が派遣するもので、市の定めにより入居者に費用負担が発生する場合があります。（安否確認のため、ワーデンまたはLSAが居室の鍵をお預かりすることがあります。）
- ・ その他、入居に際して、民間の賃貸住宅とは異なったいろいろな制限が設けられていますので、募集案内をよくお読みになったうえで、お申込み下さい。

申込みにあたっての注意

- ① 申込書は、1世帯につき1通のみ有効です。次のような申込みはすべてが無効です。
 - a. 同じ住宅、別の住宅への申込みを問わず、複数の申込みがあるとき。
 - b. 郵送、オンラインの申込み方法を問わず、複数の申込みがあるとき。
 - c. 婚約者も同居親族と同じように申込者と同一世帯の方として取り扱います。
 - d. 世帯の構成や人数を変えても、同一人の氏名が2つ以上の申込みにあるとき。
- ② 直接、窓口を持参しても受付けはできません。
- ③ 申込書を郵送したあとは、地区、申込者、同居者など、申込内容の変更はできません。また、申込書（貼付切手を含む）は返却しません。
- ④ 証明書類（住民票の写し、源泉徴収票など）を添付する必要はありません。抽せん後、資格審査のときに提出していただきます。
- ⑤ 以前に都営住宅にお住まいであった方で使用料等に未納分のある方は資格審査までにお支払いいただきます。

オンライン申込みの方法

- ① 立川市地元割当都営シルバーピア入居申込フォームにアクセスしてください。
<https://logoform.jp/f/4Pv1R>
- ② 申込期間中のみご利用いただけます。
- ③ 受付は下記申込期限の午後11時59分までです。
- ④ 申込みたい住宅の申込地区番号を選択し、世帯の必要事項を入力して送信してください。



郵送申込みの方法

- ① 入居資格をお確かめのうえ、申込地区番号を1つだけ選んでください。
- ② 申込書に必要事項を記入してください。
- ③ 申込書の2か所に85円切手を貼ってください。
※ 切手を貼っていないものや料金が不足しているものは、通知はがきを送付しません。
- ④ 申込用封筒に申込書を入れ、110円切手を貼り、下記申込期限までに立川市役所住宅課に郵送してください。
※ 郵便料金不足は受け取りできません。

申込期限 令和8年9月16日(水) 消印有効

申込みから入居まで

申込み

オンライン申込み:令和8年9月16日(水)までに申込フォームで申込完了したものに限り受付けます。
郵送申込み:令和8年9月16日(水)の消印が確認できたものに限り受付けます。

抽せん番号の通知

令和8年9月24日(木)頃にハガキ発送、または、メール送信の予定です。
切手を貼り忘れたもの、不足しているものは抽せん番号及び抽せん結果の通知はできません。
また、無効の場合はその理由を明記して通知します。

公開抽せん

令和8年9月29日(火)11時より市役所2階208会議室にて行います。なお、結果は抽せん終了後、会場に17時まで掲示します。当日は会場においていなくてもさしつかえありません。

抽せん結果の通知

令和8年10月5日(月)頃にハガキ発送、または、メール送信の予定です。

落せん
補欠者へ
当せん

補欠者

資格審査により失格者又は辞退者が出た場合、抽せんでは補欠となった方を順位に従って繰り上げ、資格審査を行います。なお、補欠者で繰り上げとならなかった方への通知は行いません。

資格審査はおおむね11月中旬頃に終了する予定です。それまでに連絡がない場合は上位の方で決定したものとご了承ください。

資格審査

資格審査対象者へ順次、審査のご案内を発送します。指定日までに必要な書類を住宅課へ提出してください。提出いただいた書類はお返しできません。なお、この資格審査に合格しないと入居できません。

合格 失格

東京都へ書類送付

11月下旬頃から順次、市より東京都へ審査書類を送付します。以降の入居関連手続きは東京都住宅供給公社が行います。市では進捗状況等はわかりかねますので、東京都住宅供給公社へご確認ください。

- ・ 申込地区であき家が発生し、入居の用意ができ次第、順番にあっせん通知が送付されます。棟・間取り・階数等の指定はできません。
- ・ 住宅の使用許可日(入居)は令和9年3月頃～10月頃までの予定です。あき家の点検や補修等の都合により、令和9年11月以降になる場合もあります。

都営住宅等あっせん通知書およびご入居のご案内

使用許可日の約1か月半前

- 使用許可日、入居予定住宅の号棟・部屋番号、住宅の下見期間等がお知らせされます。
- 入居手続きと住まい方等に関する説明資料の内容をよくご確認ください。必要書類を期日までにご返送ください。
- 保証金として、住宅使用料の2か月分をお支払いいただきます。
- 入居にあたり以下の要件にあてはまる連絡先となる方1名（または、1法人）が必要です。
 - ① 日本国内に住所を有する成人の方で、使用者の入居する都営住宅に同居しない方
 - ② 日本国内に連絡のとれる拠点を常設している法人
- 連絡先となった方には、緊急の際に連絡することがあるほか、万一、使用者が使用料を滞納した場合には、滞納の事実を告げ、連絡先となった方を經由して使用者に使用料を請求する場合があります。（連絡先となった方へ使用料を請求することはありません。）

住宅の下見 使用許可日の約1か月前

下見は、指定の下見期間中に1回のみできます。（平日のみ）

入居手続き 使用許可日の約2週間前

郵便で入居手続き書類を返送していただきます。

鍵の受け取り 使用許可日の約1週間前

入居手続き完了後、「住宅使用許可書」が送付されますので、管轄の窓口センターにその許可書を持参し、住宅の鍵を受け取ってください。

入居

使用許可日から15日以内に引越しをしてください。

入居後のご注意

団地における集団生活では、一般の住宅とは異なり、対人関係や集会所などの共同施設の維持管理、その他の日常生活のいろいろなことについて、入居する方どうしの約束ごとやとりきめが必要となります。入居する方各自がお互いの生活を尊重しながら協力しあい、他の人に迷惑をかけず快適な団地生活をすごされるようお願いします。

1 使用料のほかに入居者の負担する費用

【東京都が徴収するもの】

以下の共用設備の維持管理（①～④）および他の施設との合築等により共用施設を一体的に管理する場合⑤は、東京都が入居者に代わって維持管理を実施し、管理費用を徴収します。この費用は住宅使用料と同時に東京都に支払っていただきます。

- ① エレベーターの保守管理費
- ② 台所流し用排水管の清掃費
- ③ 共用部分の維持管理にかかる費用
- ④ 有線情報システムの維持管理費
- ⑤ 下記【自治会等（入居者が決定した会計責任者）が徴収するもの】のうち、入居者に代わって東京都が実施することとした費用

【自治会等（入居者が決定した会計責任者）が徴収するもの】

東京都が住宅使用料とともに徴収する共益費以外にも、下記の①～⑥の項目などは、入居者が負担する経費であり、自治会等が共益費として徴収しています。自治会等が徴収する共益費は、入居しているすべての方に支払い義務があります。（自治会に未加入の方、生活保護を受けている方も負担しなければなりません。）

- ① 共同施設の電気、ガスおよび上下水道料金
- ② 上記の電球等の交換に要する費用
- ③ 各住戸から屋外の第1ますまでの雑排水管清掃を年1回程度行うために要する費用、およびU字溝等の清掃に要する費用、詰まりが原因で排水が逆流し、室内が汚損した場合などの復旧費用
- ④ ごみ処理（未回収の粗大ごみや不法投棄ごみを含む）および消毒に要する費用
- ⑤ 児童遊園、広場および道等の清掃、除草ならびに樹木の枝下ろしなどに要する費用
- ⑥ その他、自治会等（入居者）が決定した維持管理に要する費用

2 動物の飼育のお断り

他の入居者の迷惑となるので、犬・猫・鳥などの動物の飼育や敷地内での餌やりは固くお断りしています。飼育を行っている場合は、新たな飼い主を探すなど、対策を講じてから入居してください。

3 住宅の転貸（民泊）の禁止

都営住宅等は、宿泊施設として貸し出すことはできません。

4 使用承継（名義変更）について

都営住宅等入居後、使用者（名義人）が退去する場合は、原則として同居者も退去し、住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡や離婚による転出等のやむをえない事情があり、条例等に定める基準を満たした場合は、残された同居者に使用承継を許可しています。ただし、使用承継許可の対象は原則として、正式同居の許可を受け、継続して居住している使用者（名義人）の配偶者に限ります。

その他、詳しくは入居時にお渡しされる「住まいのしおり」でお確かめください。

入居資格に関する基準日一覧表

このしおりの説明の中にでてくる申込書配布期間、年齢、在留期間（外国人が申込みする場合）、市内居住期間などの基準日は下表のとおりです。

	西暦	和暦	基準日
申込期間	2026年	令和8年	9月2日 から 9月16日 まで
在留実績3年以上	2023年	令和5年	9月17日 以前から日本に在留している
市内に3年以上居住	2023年	令和5年	9月17日 以前から立川市に居住している
小学校就学前の児童	2020年	令和2年	4月2日 以降の生まれ
16歳以上、23歳未満	2003年	平成15年	9月3日 以降の生まれから
	2010年	平成22年	9月17日 以前の生まれまで
18歳未満	2008年	平成20年	9月3日 以降の生まれ
高校修了期までの子ども （18歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある者）	2008年	平成20年	4月2日 以降の生まれ
成年者	2008年	平成20年	9月17日 以前の生まれ
40歳未満	1986年	昭和61年	9月3日 以降の生まれ
45歳未満	1981年	昭和56年	9月3日 以降の生まれ
60歳以上	1966年	昭和41年	9月17日 以前の生まれ
65歳未満	1961年	昭和36年	9月3日 以降の生まれ
65歳以上	1961年	昭和36年	9月17日 以前の生まれ
70歳以上	1956年	昭和31年	9月17日 以前の生まれ

入居資格基準表

このしおりの説明の中にでてくる入居資格基準表とは、居住している住宅が狭いかを判断する基準になります。（お住まいの住戸専有面積が下記の入居資格基準表にあてはまること。）

一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）
2人	30㎡未満	5人	57㎡未満
3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満

☆壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。

☆住戸専用面積には、バルコニー・ベランダは含みません。

単身者向シルバーピア入居資格（年齢等の基準日は7ページでご確認ください。）

申込みできる方は、申込書配布期間内に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が65歳以上であること

2 申込者が立川市内に継続して3年以上居住していること

- ① 立川市内に引き続き3年以上居住しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- ② 外国人については中長期在留者で、①のほかに申込書配布期間から審査日まで継続して次のaまたはbの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで確認できること。
 - a. 「永住者（特別永住者を含む）及びその配偶者等」「日本人の配偶者等」「定住者」
 - b. a以外の在留資格の方は申込日において引き続き在留実績が3年以上ある方

3 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

- ① 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届けの夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む）がいないこと。
- ② 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記③に当てはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立が証明できる必要があります。
- ③ 同居している親族がいないこと。ただし、つぎのいずれかにあてはまるときは申込みできます。
 - a. 同居している親族全員が申込み後から入居資格審査までの間に結婚し転出、または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住になること。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できる必要があります。
 - ※ 遠隔地とは、居住地から通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。
 - b. 居住している住宅が狭い（お住まいの住宅の住戸占有面積が7ページの入居資格基準にあてはまること）。

4 所得が定められた基準内であること

年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

※ 所得の計算方法は14～19ページでお確かめください。

※ 所得税法上の扶養親族がいる場合は、扶養親族1人につき38万円を申込者の年間所得から差し引いてください。

所得基準	0 円 ～2, 568, 000 円
------	--------------------

5 住宅に困っていること

- ① 住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。
ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
 - a. 著しく老朽化し、法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - b. 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）なお、入居資格審査の時に所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。
- ② 現に公営住宅のシルバーピアに入居している方、または使用予定者となっている方は申込みができません。

6 申込者及び同居親族が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員をいいます。なお、申込者及び同居親族の資格審査をする際に、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会します。

二世帯向シルバーピア入居資格（年齢等の基準日は7ページでご確認ください。）

申込みできる方は、申込書配布期間内に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が65歳以上であること

2 申込者が立川市内に継続して3年以上居住していること

- ① 立川市内に引き続き3年以上居住しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- ② 外国人については中長期在留者で、①のほかに申込書配布期間から審査日まで継続して次のaまたはbの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで確認できること。
 - a. 「永住者（特別永住者を含む）及びその配偶者等」「日本人の配偶者等」「定住者」
 - b. a以外の在留資格の方は申込日において引き続き在留実績が3年以上ある方

3 65歳以上の同居親族がいること

- ① 申込期間に同居している65歳以上の親族との申込みが原則です。ただし、配偶者の場合はおおむね60歳以上とします。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- ② ①のほか、次の方とは申込みができます。
 - a. 入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者。
 - b. 内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ入居資格審査のときに続柄欄が「未届の妻（夫）」と記載されている住民票を提出できること。
 - c. パートナーシップ関係の相手との申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- ③ 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
 - a. ②にあてはまる方
 - b. 申込期間に申込者と税法上の扶養関係にある方（課税証明書で扶養関係が確認できること。）
 - c. 同居しようとする親族等のみで居住している場合または他の親族等と同居している場合は当該他の親族等から扶養されていない方で3親等内の血族または姻族の方。
 - ※ 3親等内の血族または姻族とは…
申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者
- ④ 同居親族が外国人の場合は、その親族が特別永住者およびその配偶者等または中長期在留者で、上記①から③のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- ⑤ 上記①から④にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できること必要です。

※ 申込書を郵送した後は、申込者、同居親族等の変更ができません。

※ おおむね60歳以上とは申込期間に57歳以上をいいます。

※今回、募集はありません。

4 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

- 所得の計算方法は14～19ページでお確かめください。
- 申込者および同居親族に所得税法上の遠隔地扶養親族がいる場合は、扶養親族1人につき38万円を世帯の所得から差し引いてください。

所得基準 0 円 ～2,948,000 円

- 同居親族が、次のいずれにもあてはまらない57歳以上60歳未満の配偶者の場合

所得基準 0 円 ～2,276,000 円

① 心身障害者

次のいずれかにあてはまること

- a. 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- b. 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- c. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）
- d. 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

② 原子爆弾被爆者

厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること（過去に交付を受けていた方含む）。

③ 海外からの引揚者

海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。

※ 海外からの引揚者とは、昭和20年（1945年）8月15日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。

④ ハンセン病療養所入所者等

ハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

5 住宅に困っていること

- ① 住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

- a. 著しく老朽化し、法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
- b. 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）なお、入居資格審査の時に所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

- ② 現に公営住宅のシルバーピアに入居している方、または使用予定者となっている方は申込みができません。

6 申込者及び同居親族が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員をいいます。なお、申込者及び同居親族の資格審査をする際に、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会します。

申込地区・募集住宅一覧

単身者向シルバーピア

申込地区 番号	住宅名 (住所)	募集 戸数	間取り 専用面積	建設年度	標準的な 使用料	交通機関	備考
3261	上砂町一丁目 上砂町1-13	6	1DK 和室6畳 35~41㎡	H5~11	17000 ~ 38700	JR立川駅から立川バス 「大山団地折返場」 下車徒歩3分ほか	
3262	柏町一丁目 柏町1-12	1	1DK 和室6畳 38㎡	H2	17700 ~ 34900	JR立川駅から立川バス 「泉市民体育館」 下車徒歩10分	

二世帯向シルバーピア

申込地区 番号	住宅名 (住所)	募集 戸数	間取り 専用面積	建設年度 募集階数	標準的な 使用料	交通機関	備考
	※今回、募集はありません。						

※ 申込地区のなかで、棟・間取り・階数等の指定はできません。

※ 記載している使用料は募集案内を作成している時点での額です。入居時には改定されている場合があります。

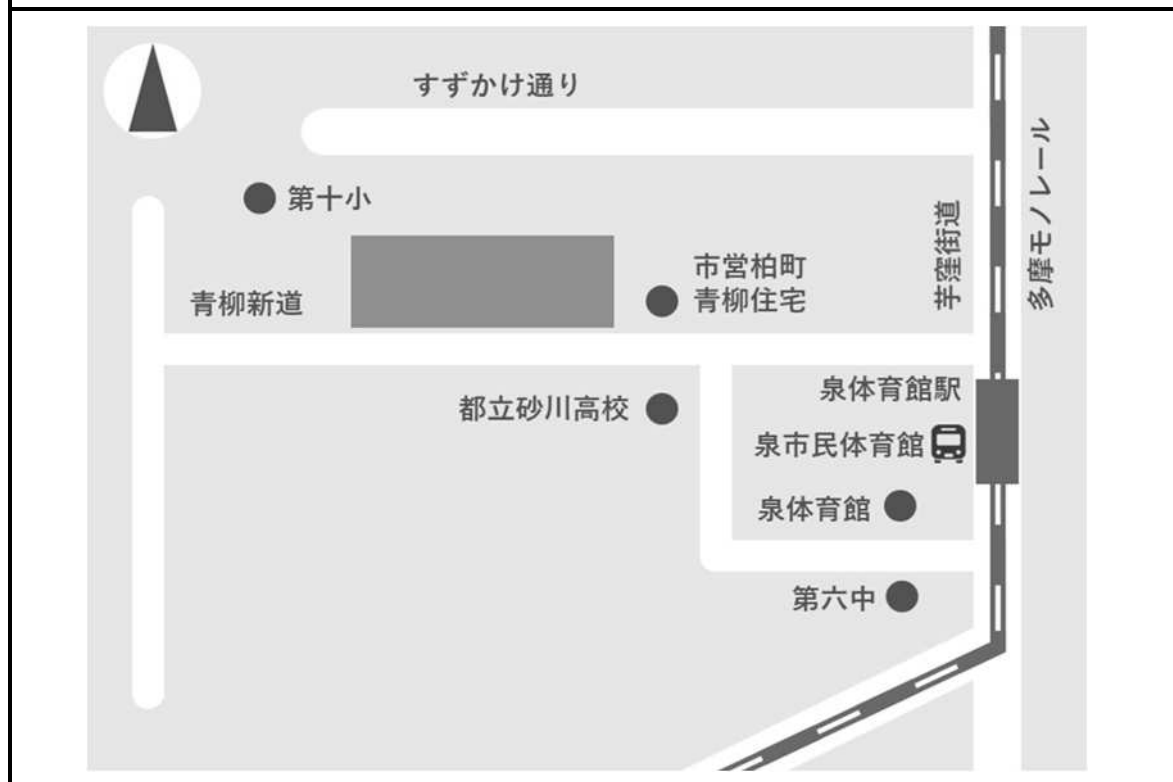
※ 交通機関の駅等に関しては、運営機関の都合により変更になっていることもありますのでご了承ください。

募集住宅案内図（参考）

上砂町一丁目アパート（上砂町1-13）



柏町一丁目アパート（柏町1-12）



所得金額の計算方法

1 まず所得の種類を確かめましょう

給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は、確定申告書でお確かめください。

年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金、年金基金などの所得です。年金の「所得」とは、受給した金額ではありません。

なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。

16～17ページ参照

18ページ参照

19ページ参照

★所得としないもの

①次の収入を得ている方は、その収入についての所得は0円とします。

仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。

②給与所得、事業所得については、過去に収入があっても、申込書配布期間に退職、廃業で収入がない場合はその収入に限り所得を0円とします。（ただし、人材派遣会社に登録されている方は、登録を抹消された日が退職年月日となります。）

③現在は収入があっても、申込書配布期間以降、次のアまたはイの理由により、その年の12月末日までに退職することが申込書配布期間内に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申込書に退職年月日を記入のうえ所得を0円とすることができます。（ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録を抹消された日が退職年月日となります。）

ア 申込書配布期間以降に結婚をするため

イ 現在妊娠中で出産をするため

2 世帯全員の所得の合計はいくらですか？

所得基準表の所得金額は、申込日現在の世帯全員（都営住宅に入居する世帯全員）の「所得金額の合計」でみます。

収入のある人の名前	所得金額	次ページ(B)の 特別控除金額★2		次ページ(A)の 特別控除金額★1		あなたの家族の 所得金額
	()	-()				
	()	-()				
合 計			-		=	

特別控除について

申込者および同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得金額から特別控除額を差し引くことができます。

(A) 申込者および同居親族の合計所得金額から差し引くもの
申込者・同居親族・遠隔地扶養者が対象です。

控除の種類	特別控除 金額★1	特別控除を受けられる方	備考
ア 老人扶養 控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	工 の特別障害者控除を受ける方は、ウの障害者控除をあわせて受けることはできません。
イ 特定扶養 控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く）で16歳以上23歳未満の方	
ウ 障害者 控除	1人につき 27万円	① 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 ⑤ 65歳以上の方で①・③と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	
エ 特別 障害者 控除	1人につき 40万円	① 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 ⑤ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 ⑥ 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 ⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 ⑧ 65歳以上の方で①・③と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	

(B) 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの
申込者・同居親族が対象です。

控除の種類	特別控除 金額★2	特別控除を受けられる方	備考
オ 寡婦控除	27万円	① 夫と死別もしくは離婚した後、婚姻をしていない（＊1）女性、夫の生死が明らかでない女性、または婚姻によらないで母となり、現に婚姻をしていない（＊1）女性で、扶養親族または生計を一にする子（＊2）を有する方 ② 夫と死別した後、婚姻をしていない（＊1）女性、または夫の生死が明らかでない女性で、年間所得金額が500万円以下の方【①の「扶養親族または生計を一にする子（＊2）」のいない方もあてはまります。】	オまたはカにあてはまる方の所得が27万円よりも少ない場合は、その方の所得と同額のみ差し引きます。
カ ひとり親 控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方にあてはまる方 ① 年間所得金額が500万円以下の方 ② 生計を一にする子（＊2）を有する方	

※ 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。

※ 「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が58万円以下であることが必要です。

給与所得の方（会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等）

現在の仕事を始めた日が、令和7年1月1日以前の方

①源泉徴収票の出る方

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	(受給者番号)													
		(個人番号)													
		(役職名)													
		氏 (フリガナ)													
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)		料控除の額の合計額		源泉徴収税額									
	内 千 円	千 円		千 円		千 円									
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	(配偶者を除く。)		16歳未満		障害者の数		非居住者							
有 従有	千 円	特 定 人 従人 内 人 従人 人													

「給与所得控除後の金額」から
100,000円差し引いた金額が
所得金額です。

②源泉徴収票の出ない方

令和7年1月から12月までの合計税込支給額（交通費、定期代等の課税対象外の収入は除く）が
推定年収となります。次ページの計算式で所得金額になおしてください。

注意事項

- 申込日現在、病気や産休等により休職中の場合は、休職前1年分の収入が所得計算の対象となります。
- 2か所以上から給与を受けている場合は、支払金額または税込支給額（課税対象外の収入は除く。）を合算したのち、所得金額に換算してください。
- 申込日現在は復職しているが、病気や産休等の休職により令和7年9月以降に収入のない月がある場合は収入のない月を除いて計算した推定年収が所得計算の対象となります。

現在の仕事を始めた日が、令和7年1月2日以降の方

現在の勤め先での、あなたの月別収入を
記入してください。

働いた月	税込支給額	賞与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
収入のあった 月数	収入計	賞与計

次の①、②、③からあてはまるケースを選び収入を
計算します。

①就職した日が令和7年1月2日から令和7年9月1日 までの方

令和7年9月から令和8年8月までの収入の合計になり
ます。

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

②就職した日が令和7年9月2日以降の方

就職した翌月から令和8年8月までの収入計を、収入
のあった月数で割り、それを12倍します。それに、
その間の賞与計を加えます。

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

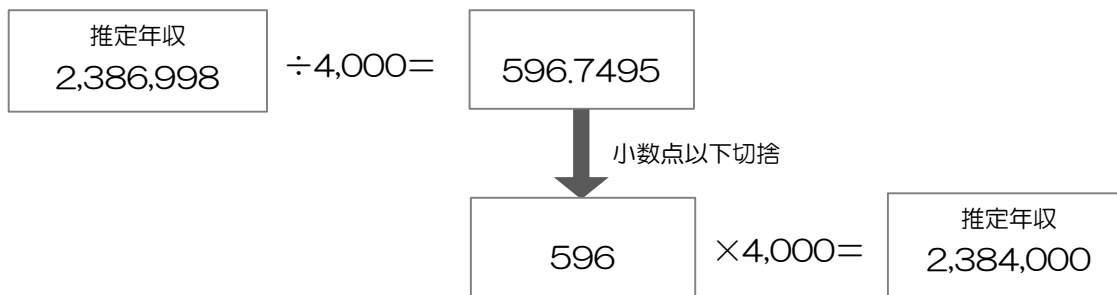
※ まだ1ヶ月分の給料が支給されていない方は基本
給、家族手当、住居手当など毎月必ず支給される
固定的給与を12倍してください。

●推定年収を所得金額に換算します。

推定年収を下記の計算式を参照して所得金額になおしてください。

推定年収が1,628,000円～6,599,999円の方は端数进行处理して計算をします。

例：推定年収が2,386,998円の場合



◆推定年収を所得金額に換算する計算式

推定年収	計 算 式 と 所 得 金 額	
651,000円未満	所得金額は0円となります。	
651,000円以上 1,900,000円未満	推定年収 (円) - 750,000円 = (円)	所得金額
1,900,000円以上 3,604,000円未満	端数処理後の額 (推定年収÷4,000→係数[小数点以下切捨て]×4,000) (円) × 0.7 - 180,000 = (円)	
3,604,000円以上 6,600,000円未満	端数処理後の額 (円) × 0.8 - 540,000 = (円)	所得金額
6,600,000円以上 8,500,000円未満	推定年収 (円) × 0.9 - 1,200,000 = (円)	所得金額

年金を受けている方

※ 年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。

※ 令和7年1月から12月までに支払を受けたすべての年金を合計し

以下の説明により「所得金額」に換算してください。ただし、遺族年金、障害年金は除きます。

令和6年12月以前から年金を受けていて、すべての受給額に変更がない方

「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」などで確認してください。

支払を受ける者		住所又は居所		個人番号	
(フリガナ)		生年月日		明治 大正 昭和 平成 令和	
氏名		年 月 日			
区分	支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額		
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	千 円		千 円		
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分					
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分					
所得税法第203条の3第7号適用分					
特 別 障害者	その他の 障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人
源泉控除対象配偶者			控除対象扶養親族		
(フリガナ)	区分	(フリガナ)	区分	(フリガナ)	

「支払金額」に記載の金額を下段の表で所得金額に換算してください。

令和7年1月以降から年金を受け始めた方、受給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、下段で所得金額に換算してください。

◎年金収入を所得に換算します。

下表の計算式で所得金額に換算してください。

本人の年齢	年金合計金額の範囲	所得金額になおす計算
65歳以上	1,200,000円まで	所得金額は0円となります
	1,200,001円～3,299,999円	(円) - 1,200,000円 = (円)
	3,300,000円～4,099,999円	(円) × 0.75 - 375,000円 = (円)
65歳未満	700,000円まで	所得金額は0円となります
	700,001円～1,299,999円	(円) - 700,000円 = (円)
	1,300,000円～4,099,999円	(円) × 0.75 - 375,000円 = (円)

上記で計算した所得金額を申込書の「年間所得金額」の欄に記入してください。

※ 公的年金の他に収入（給与や個人年金等）のある方は、それぞれの所得を計算し合計した金額を申込書の「年間所得金額」欄に記入して下さい。

申込書の書き方(郵送申込みの参考)

立川市地元割当 都営シルバーピア（高齢者集合住宅）
住宅使用申込書

東京都知事殿

私は、東京都住宅条例に基づく都営住宅を使用したいので、申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係にある方を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6六款に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議を唱へないことを誓約いたします。また、許可の日より申込者（同居するものを含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警察等へ照会がなされることに同意します。

1. 入居を希望する地区番号をご記入ください。

申込地区番号 **3 2 6 1**

裏面も
記入してください。

2. 申込者についてご記入ください。なお、この方が都営住宅使用許可後の名義人となります。

申 込 者	郵便番号	190- 0001	電話番号	03-1234-5678	市内居住年数	市内に継続して居住している年数 5 年
	現住所	東京都立川市 若葉町〇-〇-〇 ※建物名まで記入してください			生年月日	
	フリガナ	タチカワ	タロウ	大正・昭和・平成 〇 年 〇 月 〇 日		
	氏名	氏 立川	名 太郎	満 (68) 歳		
	フリガナ					
	日本での通称名がある方	氏	名			

3. 上記2の方が外国人である場合、記入してください。

在留資格		在留期間	年 月 日から 年 月 日
------	--	------	---------------

4. 上記2の方の現在の同居親族の数と、都営住宅に入居する方の人数を記入してください。

現在申込者を含めて **1** 人で暮らしており、都営住宅には **1** 人で入居する予定です。

裏面へ →

①外側にして折ってください（切り離さないこと）

郵便はがき

6

1 9 0 〇 〇 〇 〇 1

住所 東京都立川市 若葉町〇-〇-〇

氏名 立川 太郎 様

申込地区番号 **3261** ※太線内のみ記入してください

抽せん番号

〒190-8666

立川市東町1156番地の9
立川市市営都営住宅課

郵便はがき

6

1 9 0 〇 〇 〇 〇 1

住所 東京都立川市 若葉町〇-〇-〇

氏名 立川 太郎 様

申込地区番号 **3261** ※太線内のみ記入してください

抽せん番号

切手の貼っていないものは
通知できません。

5. 都営住宅に入居するすべての方について記入してください。

入居人数	氏名	続柄	生年月日	年間所得金額 (14～19ページで計算)	特別控除 (○で囲む)	職業
1	表前で確認できますので、記入の必要ありません。	本人	表前で確認できますので、記入の必要ありません。	2,000,000 円	老人扶養 特定扶養 障害者 特別障害者 寡婦 ひとり親	年金
2			大正・昭和・平成 年 月 日 満()歳		老人扶養 特定扶養 障害者 特別障害者 寡婦 ひとり親	

6. 申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族で、都営住宅に入居しない方がいる場合には、その氏名を記入してください。

氏名	氏名	氏名	氏名

7. 現在のお住まいの状況について記入してください。

住宅の種類 ○をつけてください	賃貸アパート 賃貸マンション 借家 親族の持家 UR賃貸住宅 公営住宅 社宅・寮 都営住宅 市営住宅 都営住宅 自分の持家 母子生活支援施設 一時仮設施設 借間 その他()	家賃	月額 50,000 円 (共益費・駐車場料金等を除く)
間取り (1K、2DK等)	1 K・DK・LDK	左の欄のK・DK・LDKを 除いた部分の畳数の合計	合計 6 畳
※住宅が狭いことを理由とした、世帯を分離する申込みの方のみ記入してください。			※住宅専用面積 ㎡

8. 都営住宅に入居する方の中に、階段の上り下りが困難な方がいらっしゃいますか。○をつけてください。

☒ いません	☐ 歩行困難な人がいます	☐ 車いす使用者がいます
---------------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

9. 都営住宅に入居する方の中に、土地や建物の所有者がいらっしゃいますか。○をつけてください。

☒ いえ	☐ はい
-------------------------------------	--------------------------

① 申込地区番号

12ページの募集住宅よりひとつ選び記入してください。

② 市内居住年数

シルバーピアの申込みはここが3年以上であることが必要です。

③ 年間所得金額・特別控除

所得の種類に応じて、ひとりずつ計算してください。
入居資格審査のときに詳しく確認しますので、わかる範囲で記入してください。

④ 職業

会社員・派遣・パート・アルバイト・自営・事業専従者・休職中・無職・求職中・生活保護などと記入してください。年金を受け取っている方は「年金」と記入してください。

⑤ 現在のお住まいについて

入居資格審査のときに詳しく確認しますので、わかる範囲で記入してください。

⑥ 切手貼り付け

抽せん番号・抽せん結果を通知するため、2か所に切手を貼り付けてください。
貼っていないものについては通知できません。

MEMO

確認しておきましょう

- 申込みを希望する住宅の番号は間違えていませんか？
- 申込みを希望する住宅の人数はあっていますか？
- 申込みを希望する住宅の入居資格にあっていますか？
- 切手は貼りましたか？ 連絡先を書きましたか？